

第五十九号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第十九条第一項中「小笠原村」の下に「に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は同村」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴い、小笠原業務手当の支給対象を改める必要がある。